

新潟市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第25号

新潟市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会規則の一部を改正する規則

新潟市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会規則（平成30年新潟市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。